

悪質な点検・清掃業者【宅地内排水設備】にご注意！

ください

■ 悪質「点検商法」！！

- * 宅地内排水設備（排水管・私設ます）の点検や清掃などを行うとして、市役所の関係者のように装い、強引な営業活動を行ったり、中には、高額な修理費用の請求や不具合部分の手直しを迫ったりといった手口を使う業者が多発しています。

■ 鎌ヶ谷市では！！

- * 市では、個人所有となる宅地内排水設備の点検や清掃などを行ったり、業者にそのような指示をすることはありません。
- * 市の職員からのお願いや訪問をする場合は、事前に皆さんへご連絡するか文書による通知を行います。また、訪問する場合は必ず身分証明書を携帯しています。

■ トラブルを避けるには！！

- * 宅地内の排水設備は皆さんが管理するものです。業者の言いなりになる必要はありません。
- * その場ですぐに契約しないでください。
- * 身分証明書を確認して下さい。
- * 不審と感じたら、まず、下水道課までご連絡ください。

■ 問い合わせ先

下水道課 水洗普及係 : 電話 047-445-1483(直通)